

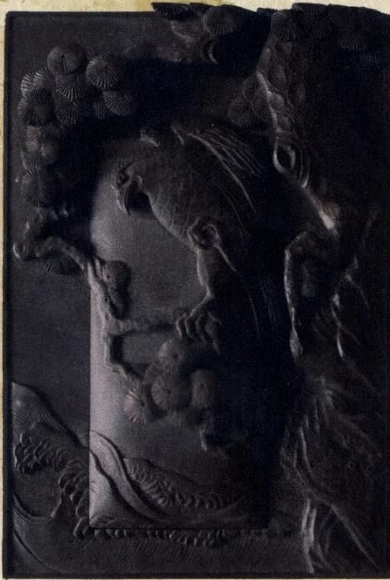
展示ガイドブック

2025年度
企画展

町田 お殿さまと

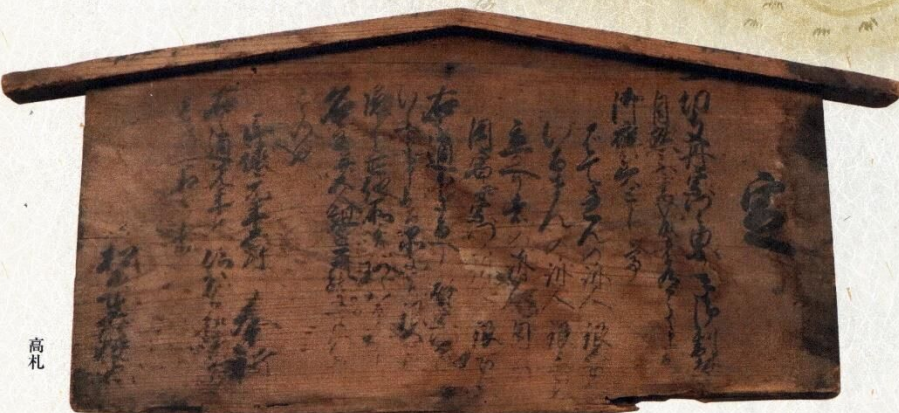


武蔵国多摩郡野津田村字福王寺瀧井并水下反別大横り見取絵図下書



赤間ヶ関硯

江戸時代の領民と領主



高札



文箱

刊行にあたって

本書は、二〇二五年度企画展「町田とお殿さま―江戸時代の領民と領主―」のガイドブックとして、展示の概要をご紹介します。することを目的に作成しました。

「お殿さま」というと大名を想像するかと思います。しかし石高一万石未満の徳川將軍家直属の家臣で、將軍への御目見を許され、知行所を与えられていた旗本も「お殿さま」でした。

江戸時代、市域は大名領がある時期もありましたが、長い間、幕府領と旗本領でした。そのため、市域で「お殿さま」といえば旗本を指し、そのほとんどが江戸に居住していました。生産手段を持たない旗本たちは、江戸での消費生活に関わる支出を江戸から近い知行所に求めました。それは、市域の村むらにとつて大きな負担でしたが、一方で旗本との関係は深まり、時には、この関係を利用し、自分たちの要求を実現するため、行動をおこすこともありました。

さらに、ひとつの村が複数の旗本の知行所となる場合も多く、領主が違う村びと同士の間には、従来の関係からの変化もみられる一方、村としての共同体を維持しようと努める村びとの動きもみられました。

本展では、江戸時代の初めから明治初期まで、二六〇年余にわたる領民と領主との関係の移り変わりを、地域に残された貴重な古文書からご紹介します。

Contents

刊行にあたって

目次／謝辞／凡例

1 小田原北条氏から徳川氏へ	3
2 知行所とお殿さま	4
3 知行所になった村	6
4 知行替えと御家取り潰し	10
5 分けられる村	12
6 分郷後の村	14
7 知行所とお殿さまの生活	16
8 知行所とお殿さまの役就任	18
9 お殿さまへのお願い	19
10 幕末から明治へ	20
町田市内“お殿さま”関係史跡マップ	22
主要参考文献	23

開催情報／奥付

【謝辞】

本展の開催にあたり、市内外の史料所蔵者・機関や研究者、そのほか多くの方々のご協力を賜りました。おかげをもちまして多くの貴重な史料によって展示を構成することができました。ここにお名前を記して御礼申し上げます。

（個人・機関別、五十音順、敬称略）

石川家（能ヶ谷） 薄井家（下小山田町） 薄井家（常盤町） 岡本家（小山町） 河井家（野津田町） 草薙家（金井）
佐藤家（岡部町） 高梨家（忠生） 細野家（小川） 細野家（小野路町） 武藤家（原町田） 野本領司 小野神社 小島
資料館 金森杉山神社 宏善寺 菅原神社 住吉神社 東雲寺 妙延寺 養蓮寺 築田寺 古川家（鎌倉市）
東光院（川崎市麻生区）

【凡例】

・本書は二〇二五年一〇月四日（土）から十一月九日（日）、十一月十五日（土）～十二月二日（日）まで町田市立自由民権資料館で開催する企画展「町田とお殿さま―江戸時代の領民と領主―」の展示ガイドブックとして作成しました。

・本書の内容と展示とは、都合により異なっている部分があります。また、紙幅の都合上、展示資料および解説の全ては掲載していません。

・資料の名称については、当館資料保管上の名称および所蔵者、所有者が用いている名称とは異なる場合があります。

・本書中に現代において適切ではない表現等が見られる場合がありますが、当時の社会状況を示す事実としてそのまま掲載しました。

・本企画展及び本書の編集は、当館学芸員の小林風が担当しましたが、また開催・刊行にあたっては、当館学芸員松崎稔・井上茂信・瀧島実樹・山下春菜、生涯学習総務課歴史資源担当後藤貴之・大塚惟子・佐久間かおる・馬場有美、その他町田生涯学習部生涯学習総務課職員との協力を得ました。

・旧字体や異体字の漢字は原則として新字体に改めました。

小田原北条氏から徳川氏へ

戦国時代、小田原北条氏は関東地方に大きく勢力をのばしていました。なかでも町田市域は、主に八王子に城を構えた北条氏照が支配していたため、氏照の朱印状が数点残されています。これらは、小田原北条氏の領国支配を考えるうえで、貴重な史料とされています。

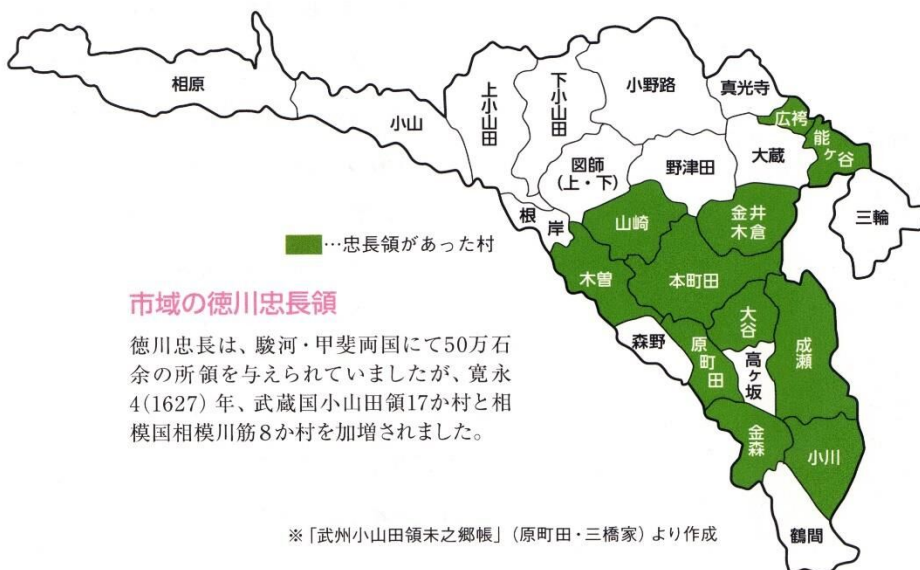
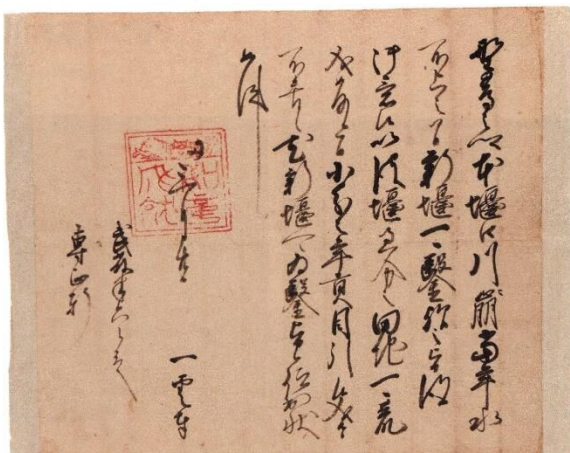
小田原北条氏滅亡後、関東地方は徳川氏が治めることとなり、江戸時代には市域の多くが幕府領と旗本領になります。寛永四（一六二七）年には、当時市域にあった二五か村の内、一二か村に徳川家光の弟・徳川忠長の所領が配置されますが、ほどなくして改易されました。所領だった期間が短いため、市域には関係史料がほとんど残っておらず、どのような支配がおこなわれていたのかはよくわかっていません。

北条氏照朱印状

永禄8年（推定）3月20日（1565年4月20日）

野津田町・河井家

野津田郷の百姓たちが壊れてしまった堰にかわり、新堰建設を領主の氏照に求めます。氏照は家臣と考えられる一雲を通じて許可するとともに、壊れてしまった堰を使用していた田地の年貢引き下げを伝えています。



市域の徳川忠長領

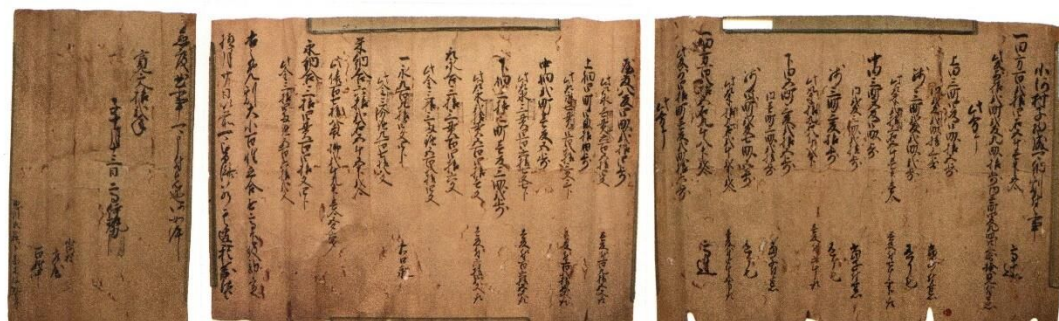
徳川忠長は、駿河・甲斐両国にて50万石余の所領を与えられていましたが、寛永4(1627)年、武蔵国小山田領17か村と相模国相模川筋8か村を加増されました。

※「武州小山田領未之郷帳」（原町田・三橋家）より作成

知行所とお殿さま ——年貢負担と法令——

旗本には、幕府から俸禄（給与）として米や金銭を支給される蔵米取と徳川将軍家から知行所（領地）を与えられる知行取がいました。知行取の旗本は、知行所から年貢や諸役を納めさせていました。当初は毎年田畑の作柄を調べて年貢量を決定する検見法を採用していましたが、天候に左右されるため年貢量が安定しないこともありました。その後、数年間の収穫量を基準に、毎年一定の年貢を納めさせる定免法に変えることで、凶作の場合を除き、旗本は安定的に収入を得られ、村側も決められた年貢量を納めれば、余った分は蓄財することができるようになりました。

また、戦国時代末期から兵農分離政策の一環として、武士は城下町に住むことになり、直接領地を治めることができないため、さまざま命令が文書で伝えられるようになります。なかでも法令は治政の基礎となるもので、旗本は幕府の法令を基本としながらも、独自の法令を出すこともありました。



「小河村子物成可納割付之事」

寛文12年10月13日（1672年12月2日）

小川・細野家

当時小川村に知行所を持っていた旗本の高木家から、年貢の割付を命ぜられた文書です。

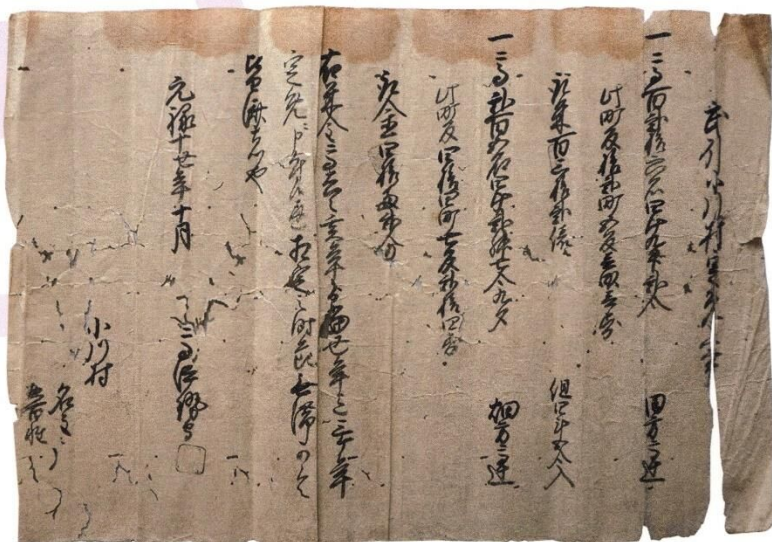


「亥年田方内検見帳扣」

享保3（1718）年9月

当館「下小山田町・若林宏宣家文書」

年貢量を決定するため、当年の作柄を調査してまとめ、旗本の柳沢家へ提出した帳面の控えです。



「武州小川村定免之事」

元禄10 (1697) 年10月

小川・細野家

元禄8年から3年間は、一定の年貢量が決められ、当年分の年貢が納入されたことが記載されています。



キリシタン禁制を命じる高札

正徳元 (1711) 年5月

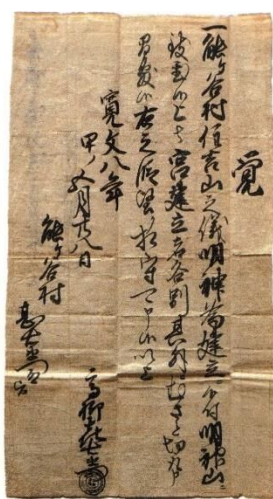
小山町・嶋崎家

高札は、江戸時代、法令を人びとに周知するために作られました。通常領主側で製作したものが知行所へ届けられますが、費用や維持管理は知行所が負担しました。また修復は、領主へ届け出て許可を得る必要がありました。

知行所になった村

蔵米取の旗本に対し、知行取への転換が大規模に実施されたのは、寛永と元禄の地方直しです。知行取の旗本にとって、安定した収入を確保するため、知行所をどのように治めるかは重要な課題でした。そのため旗本は、領民が平穏無事に暮らし、農業をはじめさまざまな生産活動に安心して従事できるように意見したり、時に村びとを家臣に取り立てて、知行所支配の業務にあたらせることもありました。

また市域では、旗本が領民の信仰や集いの場であった寺社の創建や復興のための寄付など、村に貢献した事例が多数みられます。



樹木伐採を禁じる命令

寛文8年5月28日(1668年7月7日)

当館「能ヶ谷・神蔵重熙家文書」

能ヶ谷村の住吉山を明神建立のために利用する以外は、樹木の勝手な伐採を禁止することが、領主の福井家家臣・高柳喜右衛門から名主の甚右衛門へ伝えられました。裏に領主の福井清右衛門の印が押されています。



やなだ
築田正勝肖像画

年代不明

山崎町・築田寺

?-1652.11.9。築田正勝は織田家に仕えたのち、徳川家に仕えました。その際、武蔵国多摩郡木曽村・山崎村の内400石を拝領しました。



帯刀許可状

元禄7年12月15日 (1695年1月29日)

原町田・武藤家

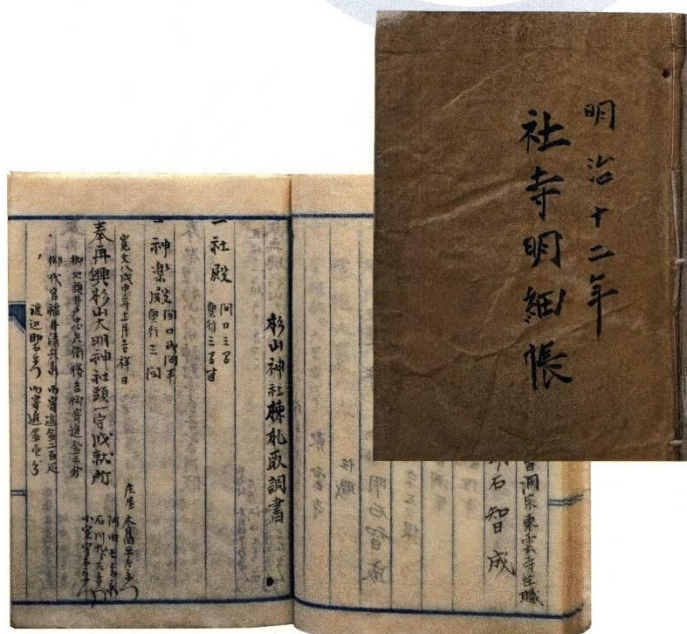
旗本高木家の知行所だった原町田村で村役人を務めていた武藤七郎兵衛は、三人扶持と帯刀を許可されました。高木伊勢守守養（守勝/左）と息子の善左衛門守興（右）の花押が書かれています。

17世紀なかばの市域のお殿さま

村名	領主名	知行高 (石)
野津田村	幕府領	326
小野路町	幕府領	212
真光寺村	飯田次郎右衛門	169
広袴村	幕府領	84
能ヶ谷村	幕府領	127
	福井清右衛門	135
三輪村	幕府領	355
大蔵村	幕府領	369
鶴間村	幕府領	3
	神谷又五郎	150
	須藤太郎左衛門	29
小川村	高木伊勢守	97
	井戸忠兵衛	41
	井戸忠兵衛	410
成瀬村	三田市郎右衛門	200
	久留七郎左衛門	99
金森村	高木伊勢守	116
高ヶ坂村	幕府領	6
	神谷又五郎	150
原町田村	高木伊勢守	61
森野村	須藤太郎左衛門	211
本町田村	久留七郎左衛門	268
	福井清右衛門	48
金井村	福井清右衛門	238
木倉村	福井清右衛門	77
大谷村	久留七郎左衛門	132
木曾町	高木伊勢守	123
	築田半兵衛	185
山崎村	築田半兵衛	214
図師村	幕府領	278
下小山田村	幕府領	150
上小山田村	幕府領	168
小山村	幕府領	402
相原村	幕府領	463

※『武蔵田園簿』より作成

幕府領

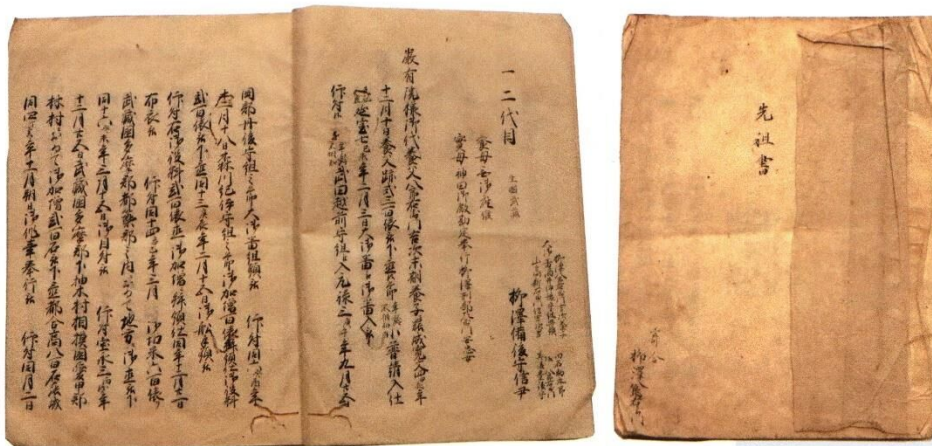


「社寺明細帳」

1879 (明治12) 年

小川・細野家

神奈川県に提出した寺社に関する調査報告書。そのなかの成瀬杉山神社再興の際に書かれた棟札の記載から、領主の井戸忠兵衛勝吉が金3分を寄進したことが分かります。

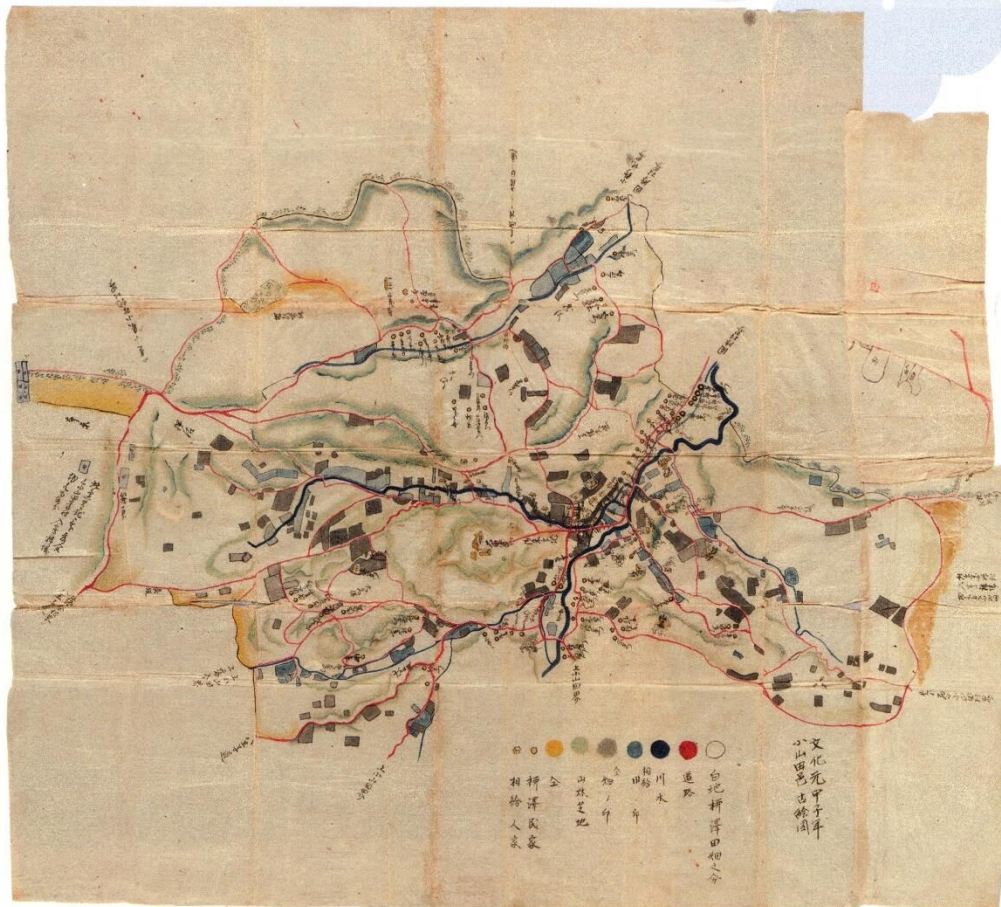


柳沢家先祖書

弘化2 (1845) 年12月

当館「下小山田町・若林宏宣家文書」

柳沢信尹は元禄14 (1701) 年3月に多摩郡・都筑郡内に600石の知行所を与えられたようです。その知行所の一部が上小山田村と下小山田村にありました。



「小山田邑古絵図」

文化元 (1804) 年

当館「下小山田町・若林宏宣家文書」

下小山田村の村絵図です。下小山田村は元禄14 (1701) 年から翌年にかけて、旗本柳沢家とおぎやう大給松平家の知行所となりました。村絵図にはどちらの領民かがわかるように表記されています。

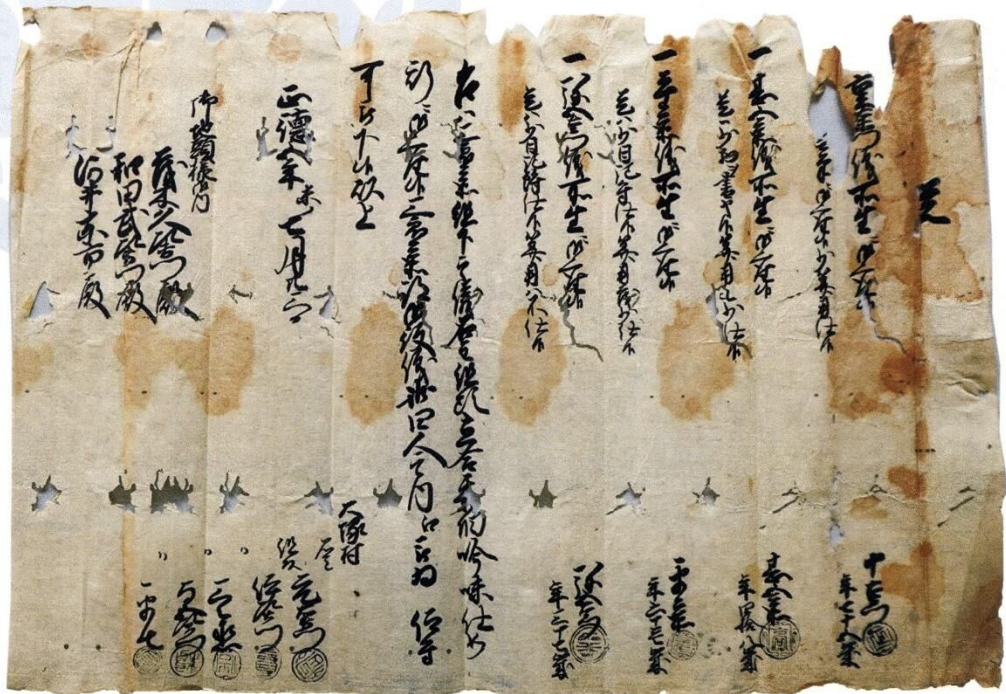
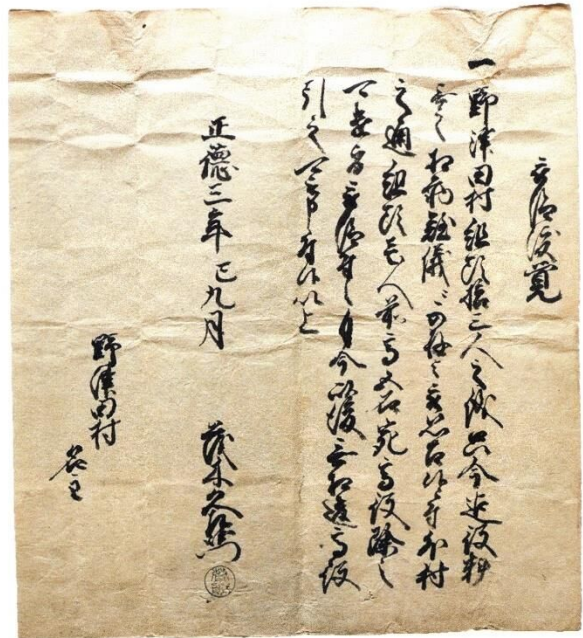
柳沢氏家
(柳沢家領民)
大給松平家領民

組頭への役料として高役一部免除

正徳3 (1713) 年9月

野津田町・河井家

これまで野津田村の組頭には役料がありませんでしたが、今後は組頭1人に付、高5石分の高役を免除することが、領主の多賀家家臣・茂木久左衛門から伝えられました。



旗本の家臣への取り立て

正徳5年7月23日 (1715年8月21日)

野津田町・河井家

多賀家の知行所である大塚村 (現八王子市内) から、村内の跡役就任に関する願書です。受取人に多賀家の家臣たちの名が並ぶなか、野津田村の名主を務めていた河井亦市の名がみられます。

知行替えと御家取り潰し

幕府の役職就任や交代、職務上の功績に対する加増、また不祥事による減石、後継ぎがないことによる御家取り潰しなどにより、領主が交代することもありました。

知行所では、領主が替わることによって、年貢をはじめとするさまざまな負担やこれまでの生活慣行に及ぼす影響について、不安な気持ちを抱く人びともいたと思われます。村役人はこうした不安を解消するため奔走します。

また以前の領主の功績などに敬意を払う意味を込めて、供養塔が建立されたり、墓所の維持管理を続けた地域もありました。



18世紀までに藩領・知行所が市域からなくなったり、減らされたりしたお殿さま

家 名	藩領・知行所期間	市域の藩領・知行所	理 由
徳川忠長 (駿河駿府藩)	1627 - 31	木曽村、小川村、成瀬村、金森村、原町田村、本町田村、大谷村、金井村、木倉村、山崎村、広袴村、能ヶ谷村	改易
土屋家 (常陸土浦藩)	1664 - 82	上小山田村、下小山田村	知行替え
飯田家	1624 ? - 95	真光寺村	遠島
築田家	1629 ? - 96	山崎村、木曽村	無嗣絶家
高木家	1633 - 98	小川村、金森村、原町田村、木曽村	知行替え
福井家	? - 1715	能ヶ谷村、金井村、木倉村、本町田村	無嗣絶家
多賀家	1705 - 16	野津田村、小山村、高ヶ坂村	刃傷事件
飯室家	1716 ? - 77	広袴村	御咎

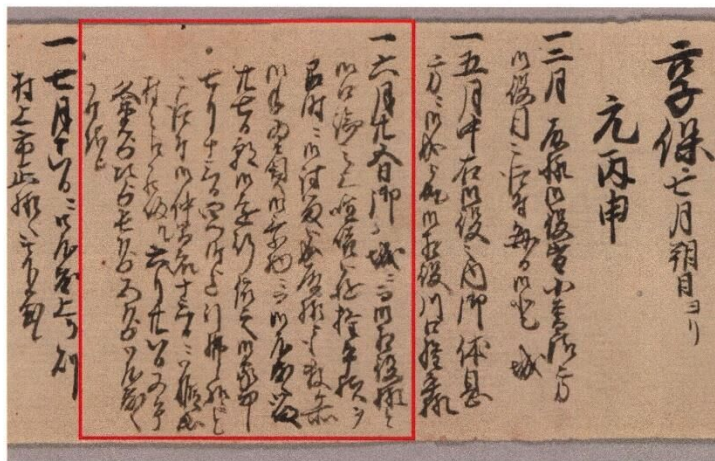
… 藩領
… 知行所

築田家墓所

山崎町・築田寺

右手前から、築田正勝妻、築田正勝の墓で、その他に、元禄9(1696)年に跡継ぎがいまま亡くなった直治までの墓が集められています。





旗本・多賀主税高国^{ちから}の江戸城刃傷事件

正徳6年6月25日～27日 (1716年8月12日～14日)

野津田町・河井家

「野津田村年代記」より。小普請方であった多賀主税高国は同僚の川口権平を口論の末、江戸城内で刺殺しました。自身も傷を負って同月27日に亡くなり、多賀家は即座に御家取り潰しとなりました。



領主不在のため、村議定^{むらぎじょう}の取り交し

享保元年8月5日 (1716年9月20日)

野津田町・河井家

領主の御家取り潰しにより、新たな領主がすぐに決まらないなか、稲の収穫や道路・橋の整備などについて、村びと同士で取り決めをしました。

分けられる村

ぶんこう・わけこう
分郷

ひとつの村が複数の領主の知行所となることを分郷といいます。寛永と元禄の地方直しによって、この度合いは増加していきます。さらに旗本領が多い関東地方にはこうした村が多く、市域にも同様の傾向がみられます。

分郷を命ぜられた村では、領主に割り当てられた石高ごとに耕作地と村人を配分することになり、それは複雑な作業でした。

またこれまで村ごとにおこなっていた年貢の割り当てや納入作業など、村を運営していくためのさまざまな作業が、領主ごとになりました。

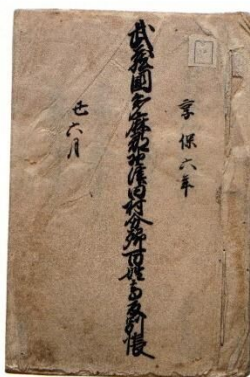


分郷にともなう村びとの話し合い

享保6年5月11日 (1721年6月5日)

野津田町・河井家

野津田村の一部が旗本富田家の知行所となる際、村をおおまかに二分し、くじ引きで富田家の知行所を決め、不足した知行高については村びと同士で相談して補いました。

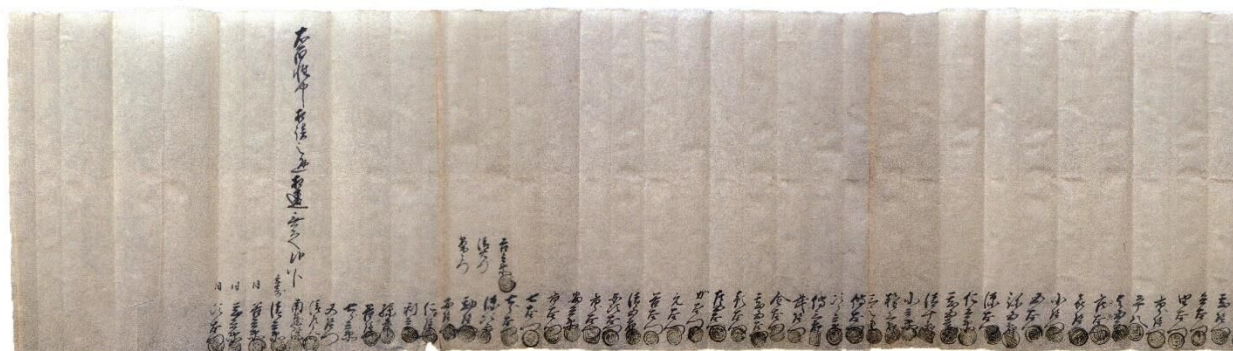
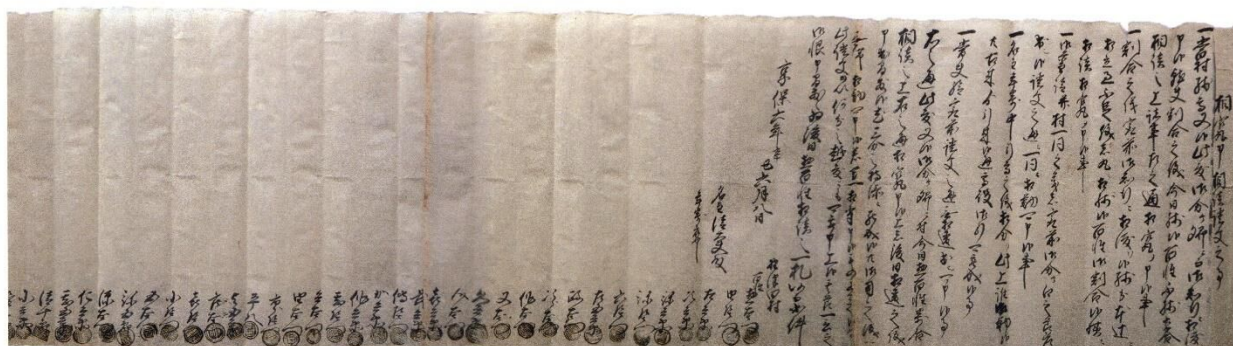


野津田村の分郷百姓高反別帳 (富田家分・山口家分・由比家分)

享保6 (1721) 年5月、同年6月、同7年9月

野津田町・河井家

野津田村が幕府領と旗本の富田家・山口家・由比家の知行所となったため、各領主ごとに支配を受ける百姓と耕作地をまとめた帳面です。



野津田村分郷の経過

和 暦 (西暦)	経 過
正徳 6.6.25 (1716.8.12)	多賀主税、江戸城にて刃傷事件 無領主期間ののち幕府領
享保 6.4.21 (1721.5.16)	野津田村の内、490石余を富田知郷の知行とする旨、江戸にて代官より仰せあり
享保 6.4.23 (1721.5.18)	村役人ら帰村
享保 6.4.24 (1721.5.19)	華厳院にて分郷の相談。くじ引きで知行所決定
享保 6.5.9 (1721.6.3)	分郷関係帳面完成
享保 6.5.10 (1721.6.4)	帳面の読み合わせ
享保 6.5.11 (1721.6.5)	帳面に村内惣百姓が押印
享保 6.5.14 (1721.6.8)	江戸へ帳面持参
享保 6.5.22 (1721.6.16)	知行所引渡し
享保 6.6.3 (1721.6.27)	富田知郷家臣新藤氏、野津田村入部
享保 6.6.5 (1721.6.29)	新藤氏、江戸へ帰る
享保 6.6.5 (1721.6.29)	野津田村の内234石余と小野路村の内265石余、山口直重の知行所となる旨、江戸にて仰せあり
享保 6.6.7 (1721.7.1)	帰村
享保 6.6.8 (1721.7.2)	華厳院にて分郷の相談
享保 6.7.4 (1721.7.27)	知行所引渡し
享保 6.7.晦 (1721.8.22)	山口直重家臣佐倉氏、小野路村入部
享保 6.閏 7.1 (1721.8.23)	山口直重家臣佐倉氏、野津田村入部
享保 6.閏 7.3 (1721.8.25)	佐倉氏、江戸へ帰る
享保 7.9.22 (1722.10.31)	野津田村内50石余、由比呂勝の知行所となる旨、江戸にて仰せあり
享保 7.9.24 (1722.11.2)	華厳院にて分郷の相談。くじ引きで知行所決定
享保 18. (1734)	残りの幕府領47石余を高井信房が知行以後、幕末まで旗本四給

※「野津田村年代記」より作成

分郷にともなう取り決め

享保6年6月8日 (1721年7月2日)

野津田町・河井家

新たに旗本山口家の知行所が配置されることになり、以前に幕府領と富田家領に分郷した際に取り決めたことなどについて、再確認をしています。



「秘書 重宝記」

近世後期 (推定)

鎌倉市・古川家

旗本富田家が武蔵国・下野国に知行していた村名と村高をはじめ、野津田村内の各領主の知行高やその詳細が明記されています。

分郷後の村

一つの村が複数の領主の知行所となり、支配が異なる状況は、これまで同じ村に住み共に生活し、村請制のもとでさまざまな負担を分担してきた村びとのあいだに、共同体意識や村の慣行などに対する微妙な温度差を生じさせることになりました。そのため、村としての枠組みを維持するため、支配の枠を超えた村のルール（村議定）むらぎじようを作成しました。

一方で、同じ領主の知行所となった村が近隣に複数存在する状況も発生します。それは、領主からの命令伝達や年貢納入といった領主が求めるさまざまな負担について話し合う必要性を生じさせ、従来とは異なる村同士の交流が生まれるきっかけとなりました。

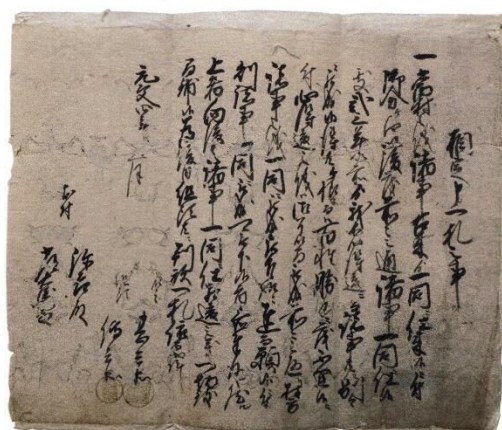


家督相続についての取り決め

享保21(1736)年1月

野津田町・河井家

村びとの家督相続について、知行所ごとではなく、村全体に承認を受けることとしています。

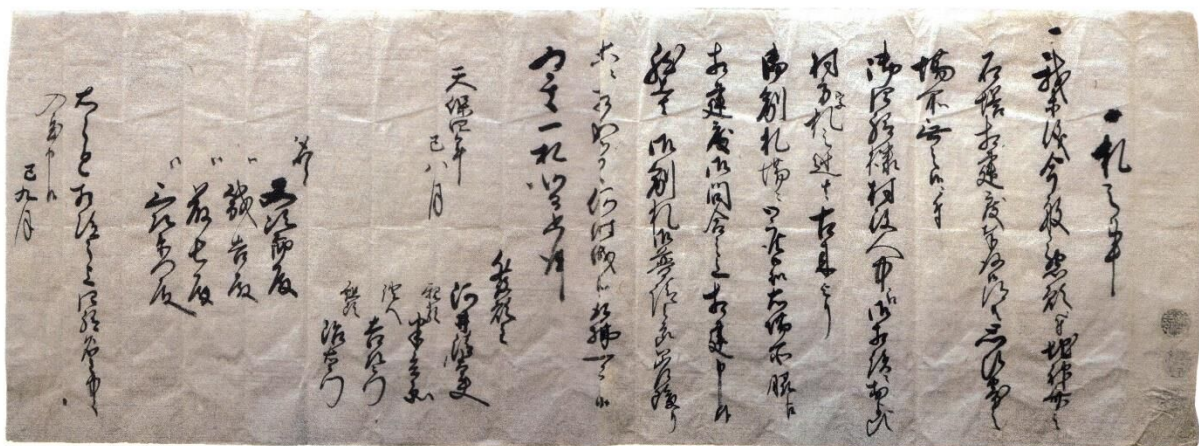


村議定の再確認

元文4 (1739) 年3月

野津田町・河井家

分郷後も一つの村として守るべきことを決めてきたにもかかわらず、近年はこの決まりを守らず、考え違いの者も出てきたので、再び一つの村としてのルールを確認しています。

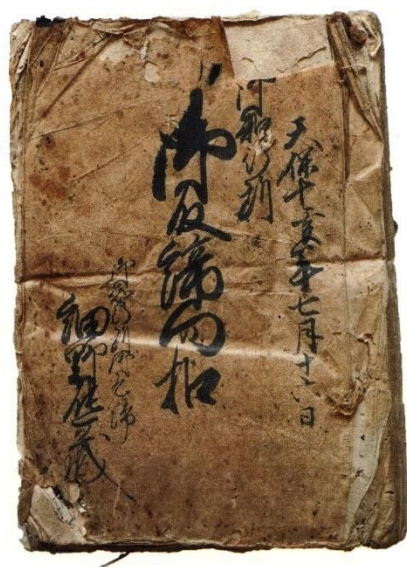


地神塔建立願

天保4 (1833) 年8月

野津田町・河井家

地神塔建立の許可について、野津田村に知行所を持つ各領主の村役人に同意を求め、分郷前の高札場周辺に設置したいと伝えています。



「御知行所御取締向扣」

天保10年7月16日 (1839年8月24日)

小野路町・細野家

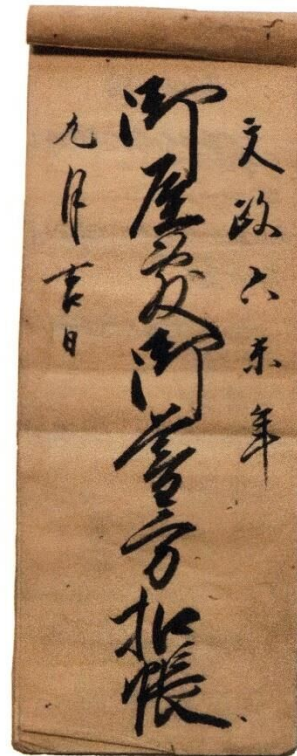
旗本竹谷松平家の知行所があった小野路村・小山村など、同じ領主の知行所内で守るべき規則について取り決めています。

知行所とお殿さまの生活

消費・財政難・再建

江戸で消費生活を送る旗本の家計は楽ではありませんでした。江戸時代中期以降、米価の安値傾向により、年貢からの収入は減る傾向にありました。また旗本としての体面を保つため、一定の支出は避けられず、交友関係を維持するため、交際費の大幅な削減も困難でした。そのため、不足する金銭は公金貸付を受けたり、知行所から年貢を前借りする先納金や臨時の御用金の賦課などで対応せざるを得ず、知行所にとっては大きな負担となりました。

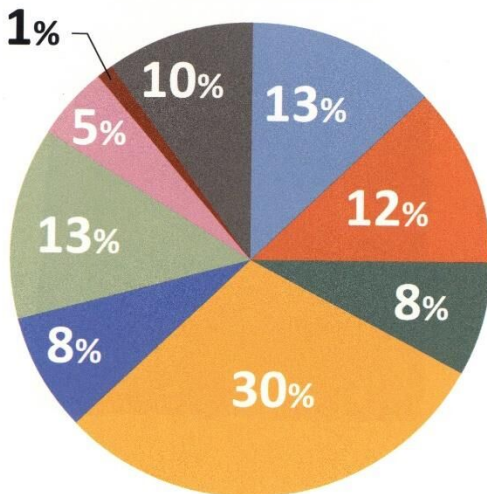
旗本は、大名に比べて石高が少なく、抱えている家臣も限定されるので、財政を再建する能力を持った家臣がいるとは限りませんでした。そのため、旗本家の財政を立て直すため、知行所から一時的に家臣として取り立てられる者もいました。



「御屋敷御暮方扣帳」

文政6 (1823) 年9月
金井・草薙家 (当館保管)
金井村に知行所があった神谷家の消費支出をまとめた帳面です。

文政6年の神谷家支出内訳



- 殿様夫婦小遣服代
- 家族小遣・服代など
- 御役金など定期入用金
- 家臣給金など
- 定期入用金
- 台所入用金
- 年中行事
- 奉公人給金
- 臨時入用金

※「御屋敷御暮方扣帳」より

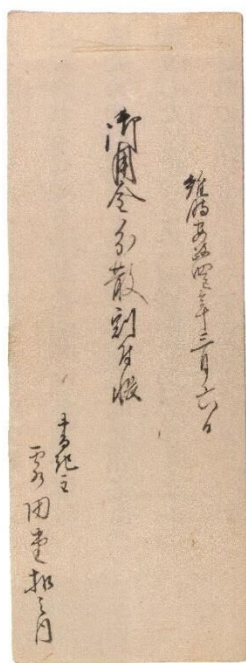


「御地頭所頼母子會日諸雜用留」

嘉永2年2月20日 (1849年3月14日)

図師町・佐藤家 (当館保管)

知行所では領主の田中家へ提供する資金を捻出するため、頼母子講を組織して調達しました。

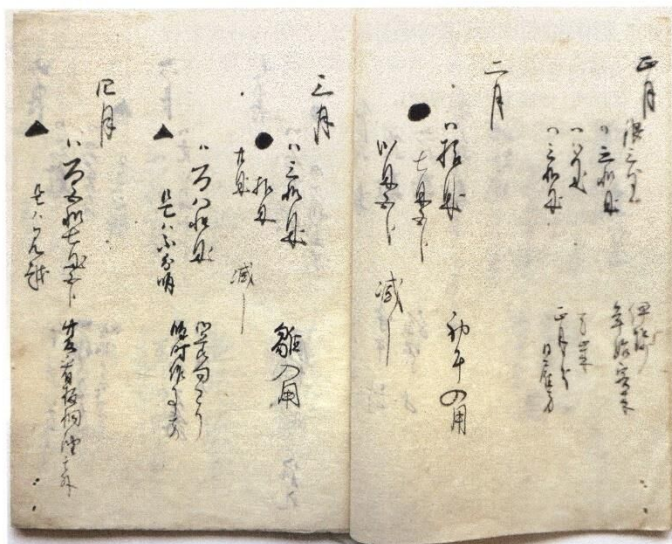


「御用金分散割付帳」

安政4年3月6日 (1857年3月31日)

図師町・佐藤家 (当館保管)

領主の田中家から命ぜられた御用金について、同じ領主だった下図師村・三輪村・原町田村の負担額をまとめた帳面です。



「御地頭所御勝手方年中御賄積立帳・諸向御省略積替書上帳」

文政5 (1822) 年10月

野津田町・河井家

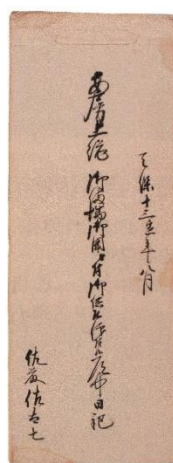
野津田村の山口家領の名主を務めていた河井三左衛門から山口家に対し、文政2年の年中行事などに支出した費用を月別にまとめ、減額の割合を提案しています。

知行所とお殿さまの役就任

旗本の役職には、大きく分けて將軍直轄軍を担う軍事的な役割（番方）と、幕府の財政や行政などの実務を担う事務的な役割（役方）がありました。將軍から家録を与えられている旗本は、その御恩にむくいるため、任命された職務を遂行して奉公する必要がありました。

在職中に役高や役料などの手当が割り当てられることもありますが、役を遂行するための経費は、基本的に家禄から捻出されました。そのため、役就任によってさらなる財政の悪化を招くこともありました。

知行所では、役遂行を理由に、旗本から御用金の賦課や人員の提供を求められ、その負担は増加していきました。



木札

天保14年4月13日～20日（1843年5月12日～19日）（推定）

図師町・佐藤家（当館保管）

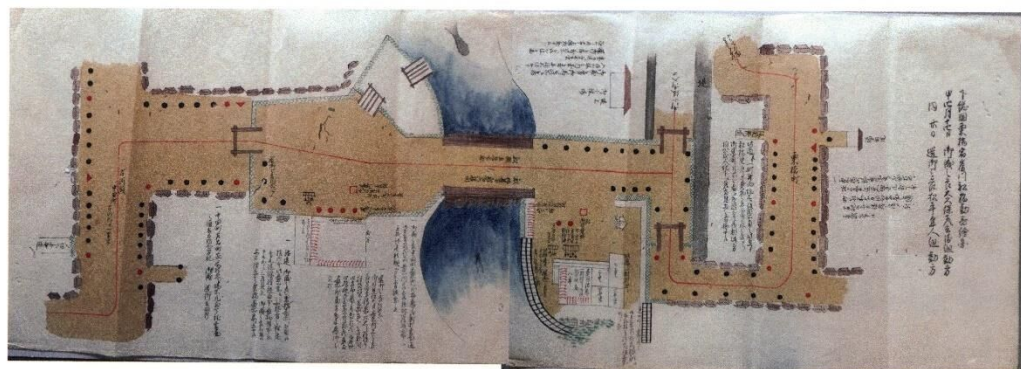
將軍・徳川家慶の日光社参に供奉した柳沢主尹の御供をした若林三右衛門が持参した木札です。裏には宿泊場所と日付が記されています。

「安房上総御備場御用二付御供被仰付候道中記」

天保13（1842）年8月

図師町・佐藤家（当館保管）

領主の田中勝行が内房の海防役を任ぜられ、知行所で村役人を務めていた佐藤佐七は給人格として御供を命ぜられました。その際に書き残した日記です。



徳川家治の日光社参にともなう道中警護配置図

安永5（1776）年4月（推定）

常盤町・薄井家（当館保管）

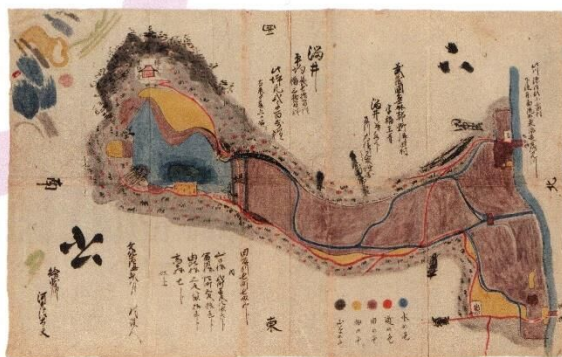
10代將軍徳川家治の日光社参について、道中警護の配置を描いた栗橋宿と房川の渡船場付近の絵図の一部です。

お殿さまへのお願ひ

上申

領民は旗本のさまざまな要求に応え、金銭的・人的負担を負ってきました。領主も領民に負担を課すだけでなく、領民の生活を保障するために、災害や凶作などの際には、「御救」というかたちで食料や金銭を支給するなど仁政をおこない、領民と良好な関係を保つよう努めました。

時に領民は、さらなる生活の向上を求めて行動を起こすこともありました。そうした際、村びとは支配の枠を越えて協力し、複数の領主に働きかけるだけでなく、さまざまな人脈を利用して目的の達成をめざしました。



溜井の浚い願のために作成された絵図

文化14 (1817) 年8月

野津田町・河井家

野津田村の村びとは福王寺溜井（現薬師池）の大規模な浚いを実施するため、領主に資金提供を求め、願書に絵図を添えて提出しました。



「御三給入交絵図 図師村」

近世後期（推定）

図師町・佐藤家（当館保管）

開発前の図師村を描いた絵図です。絵図左下の「萩場」が開発された場所です。



「新開御見分御用書付留」

嘉永3年10月24日 (1850年11月27日) ~

安政3 (1856) 年8月

図師町・佐藤家（当館保管）

図師村内の甲ヶ原開発は、領主の平岡家・田中家・霊雲寺が萩場減少に伴う収穫量の減少を懸念したため、なかなか開発が許可されませんでした。しかし再三の出願により、結果的に許可されました。

幕末から明治へ

黒船来航をきっかけに本格化した開国をめぐる外交問題は、国内政治に混乱をもたらしました。その後の横浜開港は、人や物の行き来を増加させ、貿易が活発になることで生じた経済状況の変化や政治的混乱の深刻化による治安悪化は、市域を含めた多摩地域の人びとに大きな不安をあたらえました。

幕府は海防や変化する社会情勢に対応するため、軍事動員をかけたたり、新たな役職を設けます。それらの任に就く旗本たちは、その負担を知行所に課すことになりました。旗本は知行所の治安を維持するだけの軍事力を持っていなかったため、知行所では社会不安や治安悪化から自ら地域を守ろうとする動きもおこりました。

明治維新を迎え、これまでの領民と領主の関係にも変化が生じます。旗本としての地位を奪われるなか、これを機に領民と領主の関係が絶たれる知行所もあれば、元領主の生活を支援した知行所や村役人の家もありました。

建部家用人からの

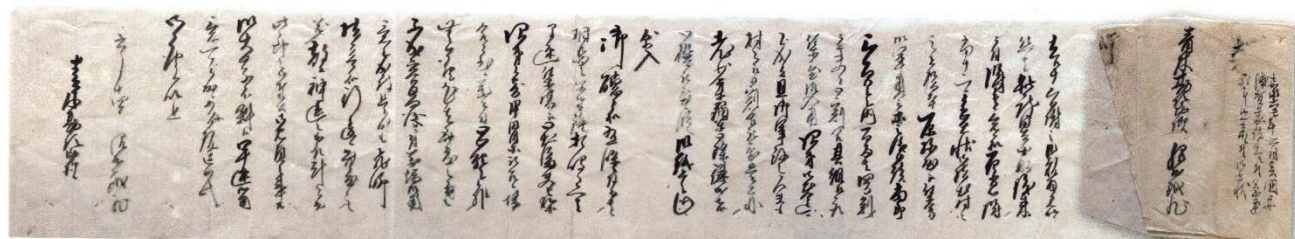
黒船来航情報を伝える書簡

嘉永6年6月14日(1853年7月19日)

当館「相原町・青木家文書」

建部家家臣・脇屋鉞藏から相原村・青木勘次郎宛。

黒船来航によって発生した軍用金・人夫の分担負担などについて知らせています。



小野路農兵隊の装備

幕末(推定)

小野路町・細野家

鎖着込・鎖甲・鎖手袋・鉢金。小野路村は四給の村でしたが、有事に備え、支配の枠を越え、隣村の野津田村の人びとも参加して農兵隊が組織されました。

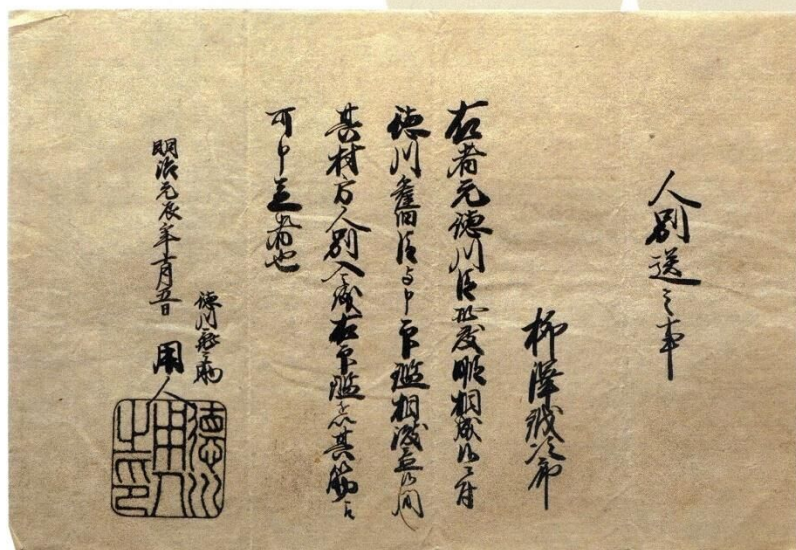


元領主からの下賜品

慶応3 (1867) 年12月

小川・細野家

赤間ヶ関硯。箱書きによれば、享保17 (1732) 年10月に製作されたもので、慶応3年12月に領主の大久保家から細野家に下賜されたとあります。



旗本柳沢鉞次郎の人別送状

当館「下小山田町・若林宏宣家文書」

明治元年10月5日 (1868年11月18日)

上小山田村と下小山田村に知行所を持っていた旗本柳沢鉞次郎が徳川家の旧臣であることを証明する文書です。

町田市内“お殿さま”関係史跡マップ



- 井戸弘道と妻の墓所あり

- 1715年に柳沢信尹が創建

-  地域の境
 主な町名
 主要道路
 河川
 JR
 私鉄

【主要参考文献】 ※順不同

- 『町田市史』 上巻 町田市史編纂委員会 一九七四年三月
『町田市史』 下巻 町田市史編纂委員会 一九七六年三月
『町田市史史料集』 第一集 町田市史編纂委員会 一九七〇年二月
『町田市史史料集』 第三集 町田市史編纂委員会 一九七一年三月
『町田市史史料集』 第五集 町田市史編纂委員会 一九七二年二月
『町田市史史料集』 第六集 町田市史編纂委員会 一九七二年三月
『町田の近世建築』 町田市史編纂委員会 一九七六年三月
関東近世史研究会編『旗本知行と村落』 文献出版 一九八六年五月
若林淳之『旗本領の研究』 吉川弘文館 一九八七年五月
川村優『旗本知行所の研究』 思文閣出版 一九八八年二月
同『旗本知行所の支配構造』 吉川弘文館 一九九一年三月
同『旗本領郷村の研究』 岩田書院 二〇〇四年八月
西脇康編『旗本三嶋政養日記』 三嶋氏四百年史刊行会 一九八七年一〇月
鈴木都宣『寺島村ゆかりの旗本家「多賀氏を探る」』 下町タイムス社 一九九七年一〇月
小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典』 東洋書林 一九九七年二月・一九九八年七月
大阪人権博物館『高札―支配と自治の最前線』 一九九八年四月
J・K・モリス・白川部達夫・高野信治『近世社会と知行制』 思文閣出版 一九九九年五月
北原進『江戸の高利貸』 吉川弘文館 二〇〇八年三月
竹内誠・深井雅海・太田尚宏・白根孝胤編『徳川幕臣人名辞典』 東京堂出版 二〇一〇年八月
深井雅海『綱吉と吉宗（日本近世の歴史3）』 吉川弘文館 二〇一二年三月
則竹雄一『北条氏照』（黒田基樹・浅倉直美編『北条氏康の子供たち』 宮帯出版社 二〇一五年二月）
埼玉県立歴史と民俗の博物館編『特別展 武蔵国の旗本』 二〇二〇年三月
野本禎司『近世旗本領主支配と家臣団』 吉川弘文館 二〇二二年二月
華耀会・町田市立自由民権資料館編『町田市史料集2―1 武蔵国多摩郡下図師村佐藤甚右衛門「晴雨日記」』 町田市教育委員会 二〇二二年六月
同『町田市史料集2―2 武蔵国多摩郡下図師村佐藤甚右衛門「晴雨日記」』 町田市教育委員会 二〇二四年三月
『シンポジウム 旗本研究のこれまでとこれから―埼玉から旗本を考える―』（『関東近世史研究』 第八九号 関東近世史研究会 二〇二一年九月）
戸森麻衣子『大江戸旗本春夏秋冬』 東京堂出版 二〇二三年一月
澤村怜薫『近世旗本知行と本貫地支配』 岩田書院 二〇二四年九月
末岡照啓『徳川幕臣団と江戸の金融史』 思文閣出版 二〇二四年二月

開催情報

企画展

2025年度企画展

「町田とお殿さま ―江戸時代の領民と領主―」

前期 2025年10月4日～11月9日

後期 2025年11月15日～12月21日

記念講演会(町田歴史講座 まち歴)

講師: 小林風(当館学芸員)

「旗本知行割にともなう分郷と村びと」(2025年10月25日)

講師: 野本禎司(開智国際大学教育学部准教授)

「旗本家臣と多摩地域の村役人たち」(2025年12月7日)

フィールドワーク(町田歴史講座 まち歴)

「市内の“お殿さま”関係史跡をめぐる」

① 高ヶ坂・小川・金森・原町田方面(全行程約10km)
(2025年11月2日)

② 成瀬方面(全行程約6km)
(2025年11月30日)

展示解説 全6回

お家の家紋をしらべて、特製缶バッジをつくろう

缶バッジ作り体験 限定計100個
全4回

関連図書コーナー

中央図書館(2025年11月14日～12月10日)

2025年度企画展 町田とお殿さま ―江戸時代の領民と領主― 展示ガイドブック

発行日 2025年10月4日

編集 町田市立自由民権資料館
〒195-0063 町田市野津田町897番地

電話 042-734-4508

発行 町田市教育委員会

装丁 コムネット株式会社

印刷 コムネット株式会社
〒194-0038 東京都町田市根岸2丁目-2-3

刊行物番号 25-28

※本書の内容について許可なく転載、複製することを禁じます。



小田原北条氏



須藤家・田中家



竹谷松平家



築田家



高木家



柳沢家



多賀家



福井家



飯田家



富田家



由比家



高井家



岡部家



山口家



山口家



平岡家



建部家



井戸家

※各家の家紋については、「寛政重修諸家譜」の記載に準じました。